【表紙】

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 株式会社宮崎銀行

【英訳名】 The Miyazaki Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杉田 浩二

【本店の所在の場所】 宮崎県宮崎市橘通東四丁目3番5号

【事務連絡者氏名】 総務部長 石崎 智則

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号 東山ビルディング内

株式会社宮崎銀行 経営企画部 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3241-5131

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 上野 晃靖

【縦覧に供する場所】 株式会社宮崎銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)

株式会社宮崎銀行 福岡支店

(福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号)

株式会社宮崎銀行 鹿児島営業部 (鹿児島市山之口町12番9号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 福岡支店および鹿児島営業部は金融商品取引法の規定による 縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する 場所としております。

## 1【提出理由】

2022年6月23日開催の当行第137期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日 2022年6月23日
- (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

- イ.株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当行普通株式 1株につき金50円 総額 862,426,600円
- 口. 効力発生日 2022年 6 月24日

剰余金の処分に関する事項

イ. 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,700,000,000円

口.減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,700,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更する。

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとるものとする。

書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規 定を設ける。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条) は不要となるため、これを削除する。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

## 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

平野亘也、杉田浩二、河内克典、山田知樹、西川義久を監査等委員でない取締役に選任する。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

原口哲二、島津久友、浅山理恵、髙妻和寛を監査等委員である取締役に選任する。

# (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

株主総会 決議事項		賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権数(個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案		133,472	2,607	0	140,087	95.27	(注) 1	可決
第2号議案		135,901	171	7	140,087	97.01	(注) 2	可決
第3号議案								
平野	亘也	133,715	2,352	11	140,086	95.45	(注) 3	可決
杉田	浩二	135,325	743	11	140,087	96.60	(注) 3	可決
河内	克典	135,332	736	11	140,087	96.60	(注) 3	可決
山田	知樹	135,540	528	11	140,087	96.75	(注) 3	可決
西川	義久	135,532	536	11	140,087	96.74	(注) 3	可決
第4号議案								
原口	哲二	133,878	2,188	12	140,086	95.56	(注) 3	可決
島津	久友	135,484	583	12	140,087	96.71	(注) 3	可決
浅山	理恵	120,993	15,074	12	140,087	86.36	(注) 3	可決
髙妻	和寛	135,726	341	12	140,087	96.88	(注) 3	可決

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案について可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。